



中小企業のみなさまへ!

先着10社の  
計画策定を  
**無料**で  
サポート!

優秀な  
人材  
確保

人材の  
**定着**

企業の  
イメージ  
アップ

のために…

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

# 一般事業主行動計画

を策定してみませんか?

## 一般事業主行動計画とは?

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、取組を実施するための行動計画です。

行動計画では、①計画期間、②数値目標(1つ以上)、③取組内容、④取組実施時期を定めます。

### ステップ1

自社の女性活躍に関する  
現状の把握、課題分析

### ステップ2-1

行動計画の策定、社内周知・外部への公表

### ステップ2-2

女性の活躍に関する情報の公表

### ステップ3

行動計画を策定した旨を  
青森労働局へ届出

行動計画の策定により、女性や、様々な人が働きやすい職場環境づくりが進み、対外的なPRにもなります!

## 行動計画策定で次のメリットがあります…

- ・八戸市の建設工事における加点評価(市内の業者に限る)
- ・日本政策金融公庫の低利融資
- ・青い森信用金庫の低利融資
- ・公共調達における加点評価
- ・両立支援等助成金(目標を達成した場合)

## 法改正の動き…

令和元年6月5日に、女性活躍推進法の改正法が公布されました。施行日は未定ですが、これにより行動計画の策定義務の対象範囲が常用労働者 101 人以上の事業主まで拡大されます(現在は 301 人以上)

## 行動計画の策定を八戸市がサポートします!!

行動計画策定のステップ1からステップ2(上記参照)までを、八戸市から委託された社会保険労務士が無料で支援します。一度、制度の説明を受けてから、実際に策定するか否か(支援の希望の有無)を判断いただけます。

### ■対象

八戸圏域(八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町)内に本社がある、常用労働者数 300 人以下の企業

### ■募集企業数

10社(令和元年8月1日 ~ 11月30日内 先着順)

申し込みから支援までの流れや  
申込書は裏面をご覧ください。

## 申し込みから支援までの流れ

1. 企業様から八戸市(市民連携推進課)へ申し込み(メール・FAX・電話・持参)



2. 青森県社会保険労務士会八戸支部(事業受託者)所属の社会保険労務士から企業様へ連絡の上で訪問し、制度について説明

※計画策定支援を御希望される場合



3. 支援実施(課題分析・目標設定・取組内容設定のご相談から届出書類作成まで)

## 事業説明申込書

企業等名称	(担当者: )		
業種		常用労働者数	人
住所	〒 -		
本社所在地	同上・(市・町・村)		
電話番号			
メールアドレス			

※ご記入いただいた情報は、事業受託者である青森県社会保険労務士会八戸支部と共有し、女性活躍推進支援事業を実施します。

### 【お問合せ・お申込み先】

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 男女共同参画グループ  
TEL 0178-43-9217(直通) / FAX 0178-47-1485  
MAIL renkei@city.hachinohe.aomori.jp